

光回線サービスの勧誘にご注意！

2015年2月よりNTT東日本と西日本が光回線サービスの卸売りを開始しました。卸売りを受けた「光コラボ事業者」が提供する新たな乗り換え契約になっていないか注意が必要です。

相談事例1

契約先大手通信事業者のコールセンターを名乗る電話があり「来月から光回線プランが変わり、変更すれば毎月の料金が安くなる」と勧誘された。料金プランの変更だと思って手続きしたが、別の会社の契約だとわかった。

相談事例2

料金が安くなると電話勧誘されて契約したら、説明されていないオプションが契約されており高額な請求を受けた。

ワンポイントアドバイス

- 1、勧誘を受けた時には事業者名やサービス名、月額料金やオプションサービス、解約料等を確認しましょう。
- 2、勧誘されてもすぐに契約せず、現在の契約内容と十分に比較・検討しましょう。内容が理解できない場合や必要がなければきっぱり断りましょう。
- 3、契約した認識がなくても契約になった事例もあるため、覚えのない事業者から書面が届いたらすぐに内容を確認し、書面に記載された事業者に申し出ましょう。
- 4、契約書面が届いた日から8日以内は電気通信事業法の「初期契約解除制度」の対象となります。書面による申し出で解約料の負担なく契約解除できます。ただし、事務手数料や工事費、すでに利用した料金は払う必要があります。

(参考資料：国民生活センター2020年版「くらしの豆知識」)

少しでも疑問を感じたら、すぐに消費生活センターへ相談を！

あきらめないで、消費生活センターにご相談ください。

【問い合わせ先】

伊奈町消費生活センター ☎048-721-2111 (内線 2234)

月曜日から木曜日 (10時～15時)